

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省保険局医療課長発通知(令和6年6月28日付、保医発0628第2号、令和6年7月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬具

(記)

◎保険適用の測定方法が追加された検査項目

| 検査項目名 | 実施料 |
|-------------------------------|------|
| 抗カルジオリピンIgG抗体 | 226点 |
| 抗カルジオリピンIgM抗体 | |
| 抗 β_2 グリコプロテイン I IgG抗体 | |
| 抗 β_2 グリコプロテイン I IgM抗体 | |
| 算定区分 | |
| 区分番号「D014」自己抗体検査【免疫学的検査 144点】 | |

D014 自己抗体検査

(1)～(10) (略)

(11) 抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗 β_2 グリコプロテイン I IgG抗体、抗 β_2 グリコプロテイン I IgM抗体

ア 「30」の抗カルジオリピンIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

イ 「30」の抗 β_2 グリコプロテイン I IgG抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

ウ 「30」の抗 β_2 グリコプロテイン I IgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

エ 「30」の抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗 β_2 グリコプロテイン I IgG抗体及び抗 β_2 グリコプロテイン I IgM抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。

(12)～(30) (略)

※下線の測定方法が追加されました。

※ FIA法については弊社受託未定

弊社受託項目コード: 627 抗カルジオリピン抗体(IgG)／ELISA法

1261 抗カルジオリピン抗体(IgM)／ELISA法